

# 地区計画区域内における行為の届出について

## 1 届出が必要な行為

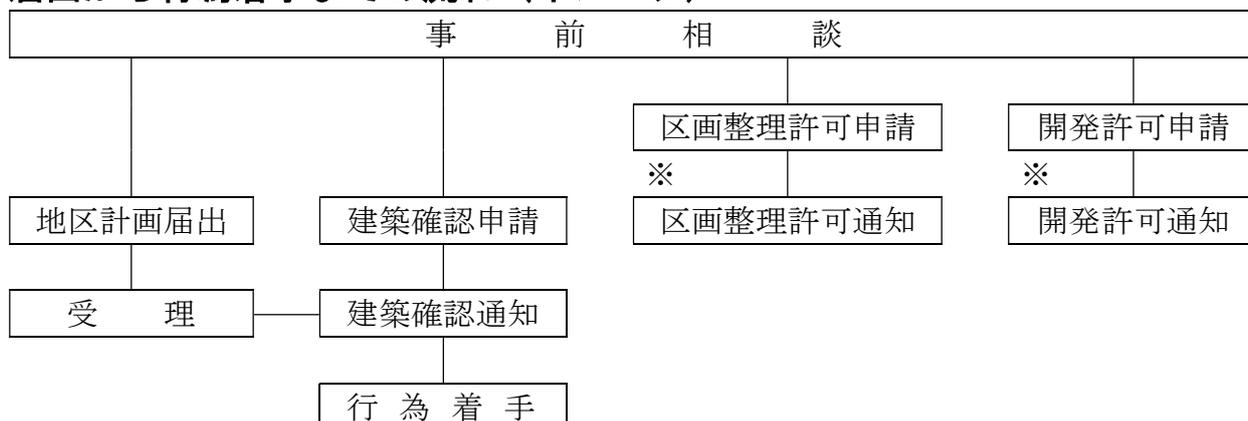
上尾市の地区計画区域内において下記の行為を行う場合は、**その行為に着手する30日前まで**に上尾市長宛に「地区計画区域内における行為の届出」をすることが義務付けられています。

- (1) 土地の区画形質の変更 (都市計画法による開発許可を要する行為等を除く)
- (2) 建築物の建築
- (3) 工作物の建設
- (4) 建築物等の用途変更 (用途の制限又は用途別の建築物等に関する制限が定められている土地の区域に限る)
- (5) 建築物等の形態又は意匠の変更 (建築物等の形態又は意匠の制限が定められている土地の区域に限る)

地区計画の届出が義務づけられる行為		上尾市で届出が義務づけられる行為	建築確認申請	備考
土地の区画形質の変更		○	×	地区により届出義務の内容が異なります
建築物の建築	新築	○	○	
	増築	○	○	
	改築	○	○	
	移転	○	○	
工作物の建設	新築	○	○	
	増築	○	○	
	改築	○	○	
	移転	○	○	
建築物等の用途の変更		○	○	
建築物等の形態又は意匠の変更		○	×	
垣又はさくの設置		○	×	

※ 建築確認申請が必要な行為以外にも届出が義務づけられる行為がありますのでご注意ください。

## 2 届出から行為着手までの流れ (イメージ)



※ 区画整理許可申請、開発許可申請が必要な場合はその手続きを先行してください。

### 3 届出に必要な書類

- (1) 原 議 書 正本に添付（様式あり）  
 (2) 届 出 書 正・副各1部（様式あり）  
 (3) 添 付 書 類 下表に示す種類の図面（※建築確認図面と同縮尺で構いません。）

行為の種類	図 面	
土地の区画形質の変更	位置図	行為を行う場所を表示する図面
	設計図	縮尺100分の1以上のもの
建築物の建築 工作物の建設 建築物等の用途の変更	位置図	行為を行う場所を表示する図面
	配置図	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
	立面図	二面以上の建築物又は工作物の立面図 (形態又は意匠の制限がある場合は色等を表示したもの)
	平面図	建築物にあつては各階平面図
建築物等の 形態又は意匠の変更	位置図、配置図（垣又はさくを含む）及び立面図（二面以上、色等を表示したもの）	
道路に面する部分への 垣又はさくの設置	位置図、配置図、垣又はさくの立面図及び断面図 (立面図及び断面図については制限が定められている部分のみ)	
隣地に面する部分への垣又はさ くの設置 (弁財地区のみ)	位置図、配置図、垣又はさくの断面図	

- (4) その他書類 以下に掲げるもののうち当該届出に関するものは添付してください。

委任状	届出書の提出を本人以外の者が行う場合 (様式は任意です。市ホームページに参考様式を掲載しています。)
仮換地指定図	区画整理事業施行中の区域内における行為の場合 (各区画整理事務所にお問い合わせください。)
用途地域の境界線の 根拠となる図面等	二つ以上の用途地域にまたがる土地における行為の場合 (他の添付書類等により、境界線が自明である場合は添付不要です。)
土地登記事項証明書等	敷地面積の最低限度に満たない敷地において建築物を建築する場合

※ 届出に係る書類を作成する際は、別紙「地区計画の届出に係る書類作成上の留意点」をご一読ください。

### 4 変更の届出

届出を行い、既に審査が終了している行為について、その設計または施工方法を変更する場合は、変更の届出が必要となります。原議書1部のほか、変更届出書（様式あり）、変更した部分のわかる図面（変更前、変更後の図面等）を各2部（正・副）と、当初届出の副本を添えて、届出をしてください。

- 5 標準処理期間 5日（土日祝日等を除く）※北側斜線の審査を伴う案件については7日

- 6 届出先、問い合わせ先 上尾市役所行政棟6階 都市計画課 048-775-7629（直通）